

公益社団法人埼玉県社会福祉士会総会規則

規則第7号

2011年7月1日制定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）が本会定款（以下「定款」という。）第4章の定めに基づき、本会の総会の議事運営に関する事項を定め、それによって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第2条 議決権を行使し得る正会員その他の総会出席者は、法令及び定款並びにこの規則を遵守しなければならない。

第2章 正会員等の出席

(正会員本人の出席)

第3条 総会に出席しようとする会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(正会員の代理出席)

第4条 正会員の代理人として出席しようとする者は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。

(法人職員の出席)

第5条 本会の職員等は、理事会、監事を補佐するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。

第3章 議長

(権限)

第8条 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するための必要な措置をとらせることができる。

2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議長不信任動議の審議)

第9条 議長は、当該議長の不信任の動議の審議にあたっても職務を行うことができる。

第4章 議事運営

第1節 開会

(開会の宣言)

第10条 開会の予告時刻が到来したときは、議長は、正会員の出席状況を確認の上、

議場に開会を宣言しなければならない。

(開会時刻の繰下げ)

第11条 議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重要な支障があると認められるときには、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対して、繰り下げられた開会時刻を遅滞なく報告しなければならない。

(出席状況の報告)

第12条 議長は、開会を宣言した後、議事に入る前に、総会の正会員の出席の状況を会場に報告しなければならない。

2 前項の報告は、本会の事務局職員をして行わせることができる。

第2節 議題の審議

(議題の審議順序)

第13条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

第14条 議長は、議題を付議した後、理事に対して、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。この場合、理事は、議長の許可を受けた上で本会の職員等に報告又は説明をさせることができる。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条による正会員提案にかかる場合にあっては、議長は、当該正会員に議案の説明を求めるとともに、理事又は監事に対して上記提案に対する意見を求めるものとする。

第3節 正会員の発言

(発言の許可)

第15条 正会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。

2 正会員の発言の順序は、議長が決定する。

(発言の内容及び時間の制限)

第16条 正会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。

2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときには、正会員の発言時間を制限することができる。

(発言の制限)

第17条 議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

- (1) 議長の指示に従わない発言
- (2) 議題に関係しない発言
- (3) 冗長にわたる発言

- (4) 重複する発言
- (5) 総会の品位を汚す発言
- (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言
- (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言

(発言の時機)

第18条 正会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関して発言することができない。

第4節 質問

(説明義務者)

第19条 正会員の理事に対する質問の説明は、会長又はその指名した理事が行う。
2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
3 理事は、議長の許可を受けた上で、本会の職員等に説明させることができる。

(一括説明)

第20条 理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

第21条 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは説明を拒否することができる。
(1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合
(2) 説明することにより会員の共同の利益を著しく害する場合
(3) 説明することにより本会及び会員その他の者の権利を侵害する虞がある場合
(4) 質問が重複する場合
(5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第5節 修正動議等

(修正動議)

第22条 正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。
2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。
3 議長は、修正動議を原案として一括して審議することができる。

(議事進行等に関する動議)

第23条 正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。
2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。

(動議の却下)

第24条 議長は、修正動議等が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。

- (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。
- (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。
- (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。
- (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。

第6節 休憩

(休憩)

第25条 議長は、議事の進行上必要を認めるときには、休憩を宣言することができる。

第7節 採決等

(質疑・討論の打ち切り)

第26条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認めたときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採択することができる。

(採決)

第27条 議長は、議案ごとに採決を行わなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。

(採決の順序)

第28条 原案に対して修正案が提出された場合は、原案に先立ち修正案の採決を行い、複数の修正案が提出された場合は、原案に遠いものから順次採決する。

(出席正会員の範囲)

第29条 総会の決議については、出席した正会員本人、代理人を出席させた正会員及び議決権行使書面を開催日の前日までに本会に提出した正会員の各議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 前項においては、議決権行使書面を提出した正会員の議決件数を出席した正会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の議決に限る。

(修正案に対する議決権行使書面の取扱い)

第30条 修正案の採決においては、原案に賛成の旨が記載された議決権行使書面は修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載された議決権行使書面は修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。

(採決の方法)

第31条 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によるこどもできる。

(採決の結果の宣言)

第32条 議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。

第8節 終了

(延期又は続行)

第33条 総会を延期又は続行する場合は、総会の議決による。

- 2 前項の場合、延期会又は継続会の日程及び場所については、決議しなければならない。但し、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項の但し書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。
- 4 延期会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。

(閉会)

第34条 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは継続が決議されたときは、閉会を宣言するものとする。

(議事録)

第35条 総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数及び出席者数。ただし、書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記する。
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名・押印をしなければならない。
- 3 前項の議事録は、10年間本会の事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

第36条 招集権者は、総会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した会員に対し、適宜な方法により報告しなければならない。

(委任)

第37条 この規則に定めるもののほか、総会の議事運営に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第38条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。